

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島情況雑件 沖縄関係第四卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-21 キーワード (Ja): 琉球問題, 台湾訪問, 新聞情報, 祝祭典, 対日要望書, 日本国会参加 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43190

(15)

琉球政府、対日要望書

要請事項 (要旨)

琉球政府立法院

- 一、日米外交交渉の議題に沖縄の施政権返還を採り上げていただきたい。
- 二、琉球住民代表を国会に参加させていただきたい。
- 三、教育指導委員を継続して派遣していただきたい。
- 四、ミサイル・メイスの持込みとその基地建設の中止方につき御協力をいただきたい。

決議第二号

施政権返還に関する要請決議

沖縄住民は、日本国民として自由な生成発展を遂げるため、祖国復帰を切実な願いとして機会あるごとに訴えてきたのであるが、アメリカ合衆国は十五年の長期に亘り住民の意に反してその統治を続けてきた。

また、国際連合憲章によれば、加盟国間の関係が主権平等の原則の尊重を基礎とすることに鑑み、日本国が国際連合に加盟している現在、日本国の一部である沖縄の統治がなおアメリカ合衆国によつてなされていることは、右の原則に反するものと思料される。

よつて琉球政府立法院は、沖縄九十万住民の意思に基き、かつまた、右の原則の立場に立つて、祖国政府が沖縄の施政権返還実現のため積極的外交交渉を行われるよう強く要請する。

右決議する。

一九六一年二月一日

琉球政府立法院

決議才九号

琉球住民代表の日本国会参加に関する要請決議

我々琉球住民は明らかに日本国民であり、潜在主権は祖国日本が保有している。

琉球経済の発展と住民福祉の向上は、施政権者としての米国の義務履行と祖国日本の積極的援助を必要とする。

この実状にかんがみ、行政分離の現段階においても琉球住民の代表を日本国会に参加せしめ、住民の意思を直接日本政府の琉球対策に反映させることは極めて緊要なことであり、可能であると信ずる。

よつて琉球政府立法院は、琉球住民が祖国日本の同胞と同様に、生存、自由及び幸福を追求する権利を有することを確認し、日本政府が関係諸法規を整備の上琉球の住民代表を日本国会に参加させるよう強く要請する。
右決議する。

一九六一年四月二十一日

琉球政府立法院

ミサイル・メイス持込み反対並びに基地の建設

中止に関する要請決議

米国三一三空軍師団は、三月十三日「沖縄で四箇所にミサイル・メイスB基地を建設中である。」と発表した。

琉球政府立法院は、いかなる国といえども核兵器の製造、実験、使用を禁止すべきであるとして、一九六〇年五月十日決議第五号をもつてミサイル・メイスの基地建設とその持込みについて強くこれに反対した。

しかるに米軍当局が立法院の決議を無視し、この度の発表を行つたことについて強いふんまんを覚えるものである。

よつて琉球政府立法院は、前記決議第五号の主旨に従い、速かにミサイル・メイスの基地建設並びに持込みを中止するよう要請する。

右決議する。

一九六一年三月三十一日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領

上院議長

下院議長

琉球列島 高等弁務官

あて

教育指導委員の継続派遣要請決議

日米両政府の理解と協力のもとに沖繩教育振興のため、一九五九年より教育指導委員派遣の実現を見たことは、画期的一大快挙であつた。

これら教育指導委員の熟練した指導技術によつて、教師は大きな刺戟を受け、児童生徒の学習意欲は盛り上り、父兄ならびに一般社会の教育に対する関心は益々深まりつつあり、その功績は高く評価されている。

ところが、次年度における教育指導委員の派遣についての予算措置がなされておらず、教育界はもとより全住民はひとしく不安にかられている。

戦後十五年、われわれは本土から切り離されながらも教育方法の改善と向上のため努力して来たのであるが、本土の学力水準にはなお遠く、国民教育の充全を期し難い実情である。これを防ぐためには絶えず本土の指導者を招き、その指導助言を受ける必要を痛切に感ずる。

よつて琉球政府立法院は、教育指導委員の継続派遣を実現して下さるよう強く要請する。

右決議する。

一九六一年二月二十一日

琉球政府立法院

決議第八号

ミサイル・メイス持込み反対並びに基地の建設
中止に関する協力要請決議

琉球政府立法院は、一九六一年三月三十一日別紙のとおり「ミサイル・メイス持込み反対並びに基地の建設中止に関する要請決議」を採択しました。

右決議に表明せられた琉球住民の切なる希いが実現するよう御協力方を要請いたします。

右決議する。

一九六一年三月三十一日

琉球政府立法院

外抄

昭和三十五年八月

日米間で協議されている懸案事項

琉球政府

西表調査

1. スタンフォード調査団による西表調査の現地調査の分は、一九六〇年七月二十日水曜日完了した。

2. 最終報告即ち、調査結果の詳細報告及び勧告案は、調査団が琉球出発後三カ月以内に琉球列島米国民政府に提出される。



日本政府技術援助（日本一九六一会計年度（昭和三十六年度）分

1 琉球へ技術者の派遣

a 教員夏季訓練のため、日本本土大学から三三名の教授招聘（各々四〇日間ずつ行われる。）

b 指導主事は招聘しない。

2 日本に技術者の受入

a 一五〇名の医科受講者の受入

b 五〇名の歯科受講者の受入（日本政府は日本一九六一会計年度には一〇名の歯科受講者受入を提案している。）

無医村部落

医術援助

- 1 要請 患者の診断及び治療のために琉球無医村部落に三五名の医師を各々一二月間派遣して貰いたいと日本政府に要請した。
- 2 計画 日本政府の負担する施設費は、医師一人につき四、〇〇〇弗に達する。(即ち、診療所と住居費二、五〇〇弗、設備費一、五〇〇弗)

歯科援助

- 1 要請 患者の診断及び治療のために琉球無医村部落に三五名の歯科医師を各々一二月間派遣して貰いたいと日本政府に要請した。
- 2 計画 日本政府の負担する施設費は、歯科医師一人につき四、〇〇〇弗である。(即ち、診療所と住居費二、五〇〇弗、設備費一、五〇〇弗)

ハンセン氏病患者を日本へ委託

1 日本療養所で、琉球病患者を治療せしめたいとの提案について駐日米
国大使館を通じて米国民政府に到着した情報によれば、その提出がおそく
で、現年度（一九六〇年度）の予算には計上されなかつたが、次年度には
考慮されようとの事である。

2 日本一九六一会計年度における技術援助要請で民政府は若干の琉球の病
患者を日本療養所に入所せしめることを再要請した。入所を許可される
患者の数は一千名までとされている。

モデル農場

- 1 モデル農場の設置及び五年間の運営費は、約五三〇、五五〇弗である。そのうち、日本政府は、技術専門家の給料、旅費及び農場器械、消耗品に要する費用総額の六六パーセント、即ち、約三五五、八二〇弗の予算計上を予定している。琉球政府及び民政府は、農場用地の準備、灌漑施設及び農場運営費用として残り一七四、七三〇弗の予算処置を要請されている。
- 2 日本政府のモデル農場関係予算案は、現在日本政府予算関係当局において検討中である。

沖縄におけるモデル農場設置技術援助の概要

A 目的

1. モデル農場の設置は、沖縄における農業生産と農家収入の増加を計るための農業技術の向上並びにその普及のための民政府の援助要請に基づき日本からの技術援助計画に基づき行われる。
2. モデル農場は、日本政府から派遣される技術者によつて運営される。これら技術者の中一人は管理主任とする。
3. 管理主任は、民政府及び琉球政府関係当局と協議の上、進歩的技術の普及計画を含む、モデル農場の年次運営計画を作成する。適当に調整した後、管理主任は運営計画を実施する。民政府及び琉球政府はこの計画を支持し、進歩的技術の普及計画の実施の責任を負う。
4. 援助期間は、五カ年とする。ただし、延長を必要とする場合には、技術援助期間が終了する少くとも一カ年前に前記三者が協議し、延長期間を決定する。
5. 援助期間終了後は、モデル農場は琉球政府の管轄となる。
6. モデル農場は、那覇市崎山町の中央農業研究指導所内に置く。

B
管理

1. モデル農場事業によつて得られた結果の普及については、民政府及び琉球政府は、日本政府と協力して計画を実施する責任を有する。
2. 琉球政府は、モデル農場に関する数名の技術者を次の目的のために割当てる。(a) 得られた結果の効果的普及、(b) 技術者の研修及び(c) 各農業関係機関に緊密な連絡を維持すること。
3. モデル農場計画の結果の普及並びに理想的な農場経営に基づく技術の宣伝のためにモデル農場を各種農地、即ち、山地、水田、高地等に設置する。

5 年計画モデル農場予算案

総支出額		\$ 5,305,550
A 日本政府支出		\$ 3,558,200
1 技術者の給料		2,133,000
2 旅 費		26,380
3 運 営 費		90,940
a 農場機械	(13,340)	
b 研究設備	(13,000)	
c 消耗品	(64,600)	
4 寄宿舎建設費		25,200
B 民政府及び琉球政府支出		\$ 1,747,300
5 農場施設費		1,136,000
a 農場用地の準備	(56,000)	
b 灌漑施設	(750,000)	
c その他の施設	(330,000)	
6 運 営 費		611,300
a 燃料及び水道料	(18,000)	
b 労 務 費	(341,300)	
c モデル農場設置	(200,000)	

モデル陸上水産施設

1 優秀な沿海漁場を開発するため並びに有利な水産業設置の第一段階として、二人若しくはそれ以上の日本の専門家に琉球における商業的な水産業の発展の可能性の基本的評価をしてもらう。

2 漁船、漁具、魚類及び魚製品の加工及び販売のための陸上施設等のモデル水産業の設置計画（費用明細、設計、運営方法及び投資に対する配当見積を含む。）を作成する。

3 一九六〇年度技術援助計画によつて、本計画を指導せしめるため、水産専門家一人の派遣方を日本政府に要請した。一九六一年度技術援助計画では、モデル水産企業の設置指導のため、更に一人の水産指導員を派遣するより日本政府に要請した。

4 一九六〇年七月一日東京大使館に送られた書簡によつて、琉球にモデル陸上水産施設の設置及び臨時運営を日本政府に要請した。この設置には、当初費用として約二五〇、〇〇〇弗を要するものと考えられる。

昭和三十五年八月

旧沖縄県民の有する戦前の郵便貯金等の支払について

琉球政府行政主席

大田政作

大蔵大臣 水 田 三 喜 男 殿

旧沖縄県民の有する戦前の郵便貯金等の支払いについて

旧沖縄県民の有する戦前の郵便貯金、簡易保険等は、昭和二十年四月米軍の沖縄島上陸により本土政府郵政官署が閉鎖されて事実上支払不能となり、昭和二十年十月本土において外国外管管理法令が改正になつて支払いが停止され、更に昭和二十一年一月二十九日行政府分離により全面的に停止された。(ただし、宮古群島は、一九四七年八月まで支払つた。)

その後、戦災により無一物の状態に陥つた住民は、その再起資金とするため早期支払いを懇望していたが、その見通しさえつかぬまま遷延していたところ、漸く一九五一年十一月に、支払資料収集のため、郵政省職員が来島して、申告調書提出について指導があり、

当政府はそれを取りまとめ、翌年五月頃までに郵政省に送付したが、その調書によると旧沖縄県関係で、別紙のとおり三十九万六千余件、金額にして八千九百余万円となつてゐる。

住民は申告調書の提出によつて支払いがすみやかに開始されるものと期待していたところ、その実現に至らぬうちに、一九五三年十二月二十四日奄美群島の行政権が復帰し、日米協定(条約才三十三号)が締結され、同協定才三条才三項の規定により、旧沖縄県在住者の有する戦前の郵便貯金等は、奄美群島の郵便組織に関する日米間貸借決済の際に考慮されることとなつたため、再び、停頓状態となり、当政府ならびに琉球立法院から再三にわたり早期解決を要請しているが、依然として未解決のままとなつてゐる。

幸い、貴政府においては当方の要望に応え、奄美群島に関する郵便勘定決済と関連して、本問題解決のため駐日米國大使館との間に折衝を進めておられるので、解決も近いものと期待し、深く謝意を表するものであります。然しながらこの支払いについては、当地の世論として早期支払いは勿論のことですが、通貨価値の変動を考慮して住民に不利益を与えないようにとの強い要望があり、当政府の要請として、また、琉球立法院の決議として既に貴政府へ伝えられたとおりであるが未だにその解決の曙光さへ見えないうは誠に遺憾に

存じます。

住民がどのような要望をする理由は、

- 一 この種貯蓄は、国家の政策的立場から戦争目的遂行のため半強制的に貯蓄せしめられたものであり、本土政府が当然責任をもって支払うべきでないか。
- 二 沖縄が決戦場となり、祖国の敗戦によつて沖縄住民の意に反して行政分離され、十五年余も支払いが停止となり、この結果通貨価値の下落という事態が生じた。これは平時における払渡遅延などと同質のものでなく国家の政策上とられた措置であり、この損失については政府に補償義務があり、個人が犠牲となるべきでない。
- 三 当地の物価指数は戦前と比し四百倍から五百倍を示しており、その使用価値からみても一日円対一ドルの換算は妥当である。

というよりなことであり、沖縄住民のみがかかる不利益を蒙ることに納得できないとするのが、住民の許りない気持であります。

貴政府の方針どおり戦前の金額をそのまま支払うとすれば、別紙調査のとおり一件平均六〇セント程度となり、これは請求手続に要する労賃にも価せぬほど少額であり、個人的にうける利益は極めて微々たるものであつて、折角の本土政府の厚意はすべて無となり、住民の期待を裏切り失望落胆せしめる結果となるのをおそれるものであります。

本土政府におきましては、日米講和条約発効後国力の充実とともに戦争犠牲者に対する援護に力を尽くされ、軍人恩給の復活、戦争犠牲者等に対する援護、海外引揚者に対する援護補償等と、次々に暖かい援助の手をさしのべておられますが、この沖縄の預金者等も戦後十五ヶ年取り残された戦争犠牲者として援助していただきますようお願い申し上げます。

なお、一日円対一ドルとすれば総額八千九百十三万九千五百余ドルを必要とします。

旧沖縄県在住者の有する戦前の郵便貯金等調書

別表

種 別	件 数	金 額	1件平均金額	B円換算額	弗換算額
		円	円	B円	弗
郵便貯金	205,172	57,873,725	282.07	9,402	0.78
		(52,367,436)	(255.23)	(8,507)	(0.71)
振替貯金	75	63,922	852.29	28,409	237
		(7,6309)	(1,017.45)	(9,469)	(0.79)
郵便為替	320	442,961	1,384.25	46,141	384
		(310,114)	(969.11)	(323.03)	(2.70)
簡易保険	187,771	30,208,836	160.88	53.63	0.45
		(8,924,128)	(47.52)	(15.84)	(0.13)
郵便年金	3366	550,144	163.44	54.48	0.45
		(1,586,701)	(471.39)	(157.13)	(1.31)
総 計	394,604	89,139,588	224.76	7,499	0.62
		(63,264,688)	(159.51)	(53.17)	(0.44)

注 1 本調書は1951年末から1952年にかけて提出された申告調書に基づいて琉球政府が作成した調書による。

2 金額欄の括弧内数字は1956年8月の日本政府口上書による金額である。

昭和三十五年八月

旧沖縄県民の有する戦前の
郵便貯金等の支払について

琉球政府行政主席
大田政作

郵政大臣 鈴木善幸 殿

旧沖縄県民の有する戦前の郵便貯金等の支払いについて

旧沖縄県民の有する戦前の郵便貯金、簡易保険等は、昭和二十年四月米軍の沖縄島上陸により本土政府郵政官署が閉鎖されて事実上支払不能となり、昭和二十年十月本土において外国外管運法令が改正になつて支払いが停止され、更に昭和二十一年一月二十九日行政府令により全面的に停止された。(ただし、宮古群島は、一九四七年八月まで支払つた。)

その後、戦災により無一物の状態に陥つた住民は、その再起資金とするため早期支払いを懇望していたが、その見通しさへつかぬまま遷延していたところ、漸く一九五一年十一月に、支払資料収集のため、郵政省職員が来島して、申告調査提出について指導があり、当政府はそれを取りまとめ、翌年五月頃までに郵政省に送付したが、その調査によると

旧沖縄県関係で、別紙のとおり三十九万六千余件、金額にして八千九百余万円となつてゐる。

住民は申告調査の提出によつて支払いがすみやかに開始されるものと期待していたところ、その実現に至らぬうちに、一九五三年十二月二十四日奄美群島の行政権が復帰し、日米協定(条約第三十三号)が締結され、同協定第三条第三項の規定により、旧沖縄県在住者の有する戦前の郵便貯金等は、奄美群島の郵便組織に関する日米間貸借決済の際に考慮されることとなつたため、再び、停頓状態となり、当政府ならびに琉球立法院から再三にわたり早期解決を要請しているが、依然として未解決のままとなつてゐる。

幸い、貴政府においては当方の要望に応え、奄美群島に関する郵便勘定決済と関連して、本問題解決のため駐日米國大使館との間に折衝を進めておられるので、解決も近いものと期待し、深く謝意を表するものであります。然しながらこの支払いについては、当地の世論として早期支払いは勿論のことですが、通貨価値の変動を考慮して住民に不利益を与えないようにとの強い要望があり、当政府の要請として、また、琉球立法院の決議として既に貴政府へ伝えられたとおりであるが未だにその解決の曙光さへ見えなは誠に遺憾に存じます。

住民がこのような要請をする理由は、

- 一 この種貯蓄は、国家の政策的立場から戦争目的遂行のため半強制的に貯蓄せしめられたものであり、本土政府が当然責任をもつて支払うべきでないか。
- 二 沖繩が決戦場となり、祖国の敗戦によつて沖繩住民の意に反して行政分離され、十五年余も支払いが停止となり、この結果通貨価値の下落という事態が生じた。これは平時における払渡遅延などと同質のものでなく国家の政策上とられた措置であり、この損失については政府に補償義務があり、個人が犠牲となるべきでない。
- 三 当地の物価指数は戦前と比し四百倍から五百倍を示しており、その使用価値からみても一日円対一ドルの換算は争当である。

というよりなことであり、沖繩住民のみがかかると不利を蒙ることに納得できないとするのが、住民の許りない気持であります。

貴政府の方針どおり戦前の金額をそのまま支払うとすれば、別紙開書のとおり一件平均六〇セント程度となり、これは請求手続に要する労賃にも価せぬほど少額であり、個人的にうける実益は極めて微々たるものであつて、折角の本土政府の厚意はすべて無となり、住民の期待を裏切り失望落胆せしめる結果となるのをおそれるものであります。

本土政府におきましては、日米講和条約発効後国力の充実とともに戦争犠牲者に対する援護に力を尽くされ、軍人恩給の復活、戦争犠牲者等に対する援護、海外引揚者に対する援護補償等と、次々に暖かい援助の手をさしのべておられますが、この沖繩の預金者等も戦後十五ヶ年取り残された戦争犠牲者として援助していただきますようお願い申し上げます。

なお、一日円対一ドルとすれば総額八千九百十三万九千五百余ドルを必要とします。

旧沖縄県在住者の有する戦前の郵便貯金等調書

別

種 別	件 数	金 額	/ 件平均金額	B円換算額	弗換算額
		円	円	B円	弗
郵便貯金	205,772	57,873,725	282.07	9402	0.78
		(52,367,436)	(255.23)	(8507)	(0.71)
振替貯金	75	63,922	852.29	28409	237
		(76,309)	(1,019.45)	(9469)	(0.79)
郵便為替	330	442,961	1,384.25	46141	384
		(310,114)	(969.11)	(32303)	(270)
簡易保険	187,771	30,208,836	160.88	5363	0.45
		(8,924,128)	(47.52)	(1584)	(0.13)
郵便年金	3,366	550,144	163.44	5488	0.45
		(1,586,701)	(471.39)	(15713)	(1.31)
総 計	396,604	89,139,588	224.76	7499	0.62
		(63,264,688)	(159.51)	(5317)	(0.44)

- 注 1. 本調書は1951年末から1952年にかけて提出された申告調書に
基いて琉球政府が作成した調書による。
2. 金額欄の括弧内数字は1956年8月の日本政府口上書による金額で
ある。

表

昭和三十五年八月

日本育英会の育英制度を琉球在住の
大学生及び高等学校生に拡大適用の要請

琉球政府行政主席
大田政作

琉球政府行政主席

大田 政 作

大蔵大臣 水 田 三喜男 殿

日本育英会の育英制度を琉球在住の大学生
及び高等学校生に拡大適用の要請

一 琉球復興の基盤は教育であると考へ。

二 このため琉球政府は貧弱な教育予算の中から育英事業費として
毎年約六萬弗を支出している。

三 宮崎県における昭和三十一年度の教育予算中の育英事業費が一
萬弗であるのと比較して、六萬弗の育英事業費は貧弱な琉球政
府予算にとつて相当な負担となつている。

四 にもかゝらずこの六萬弗は本土に出ている国費琉球学生に対
する琉球側負担費用で、琉球大学及び高等学校の学生に及んで
はなす。

右事情御賢察の上日本育英会の育英制度を琉球在住の大学生、高
校生にも適用していただくようお願いする次第であります。

1 琉球在住学生数

琉球大学生	2253 人
私立短大生	2192 人
公立高校生	23653 人
私立高校生	3915 人

2 所要経費概算

琉球大学生	2,500 円	X	2253 人	X	0.2	X	12 月	13,398,000 円
私立短大生	2,500	X	2,192	X	0.2	X	12	13,152,000
公立高校生	1,000	X	23,653	X	0.029	X	12	8,231,244
私立高校生	1,000	X	3,915	X	0.029	X	12	1,362,420
							計	36,143,664

3 取扱方法

事務は琉球育英会に委託する。

昭和三十五年八月

日本育英会の育英制度を琉球在住の
大学生及び高等学校生に拡大適用の要請

琉球政府行政主席
大田政作

琉球政府行政主席

大田 政 作

文部大臣 荒 木 万 寿 夫 殿

日本育英会の育英制度を琉球在住の大学生
及び高等学校生に拡大適用の要請

- 一、琉球復興の基盤は教育であると考え。
- 二、このため琉球政府は貧弱な教育予算の中から育英事業費として毎年約六万弗を支出している。
- 三、宮崎県における昭和三十一年度の教育予算中の育英事業費が一萬弗であるのと比較して、六万弗の育英事業費は貧弱な琉球政府予算にとつて相当な負担となつている。
- 四、にもかゝらずこの六万弗は本土に出ている国費琉球学生に対する琉球側負担費用で、琉球大学及び高等学校の学生に及んでいない。

右事情御賢察の上日本育英会の育英制度を琉球在住の大学生、
高校生にも適用していただくようお願いする次才であります。

1 琉球在住学生数

琉球大学生	2,233人
私立短大生	2,192人
公立高校生	23,653人
私立高校生	3,915人

2 所要経費概算

琉球大学生	2,500	X	2,233	X	0.2	X	12	1,339,8000
私立短大生	2,500	X	2,192	X	0.2	X	12	1,315,2000
公立高校生	1,000	X	23,653	X	0.029	X	12	8,231,244
私立高校生	1,000	X	3,915	X	0.029	X	12	1,362,420
計								36,143,664

3 取扱方法

事務は琉球育英会に委託する。

昭和三十五年八月

東京における沖縄学生寮建設についての陳情

琉球政府行政主席

大田政作

大蔵大臣 水田三喜男 殿

東京における沖繩学生寮建設についての陳情

一 東京及び東京近郊に勉強する沖繩学生は二〇〇四名を達して居る（別紙1 参照）

二 之を収容するための沖繩育英会の施設は、沖映寮に四一名、南灯寮に六九名、計一一〇名の収容力しかない。

三 しかるに沖繩からの本土留学生の大多数は学資支出に困難な家庭が多く、又留学生の三割が父又は両親の無い者である。

四 資源の少い沖繩では人間を資源としてその媒介による資源の開発及び日本本土や海外各地への発展以外に生きる道はない。故に親はカユをすゝつても子供に学問技術を身につけさせようとするのが、沖繩の好学心の源泉である。

五 沖繩建設の人材育成と経済的支援のため文部省の国費制度があるが、之は

二三名であつて、二〇〇四名のうちわずか一〇名強にすぎない。

六 人材育成及び経済的支援の何れの立場からも、寮建設は極めて必要である。

七 東京に於ける国立大学及び私立大学の平均所要学資は各々月額三二、三三ドル及び四〇、五二ドルであり（別紙2,3参照）うち生活費は月額二〇ドルである。

八 沖映寮に於いては生活費は月額三八〇〇円（一〇、五六ドル）である。

九 南灯寮に於いては三〇〇〇円（八、三三ドル）

一〇 以上の見地から寮建設により学資の軽減を計る事が出来るという事は明らかである。

一一 しかし、前記沖映寮、南灯寮は共に施設貧弱であり、育英の施設としては不十分である。

学生を負担を高めず而も育英の為の適切な環境を作る為に新たなる寮の建設が必要である。

一二 宮崎県の昭和三十一年度の教育予算中育英事業費は一万弗であつた。

一三 然るに琉球育英会に対する来年度政府補助は年額七万五千ドルであり、こ

の額は貧弱な琉球政府の財政にとつては相当な額で負担の限界に達している
一四 故に寮建設についての御援助を衷心御願ひする。土地はすでに習志野谷津
に一〇〇〇坪の敷地を購入済みである。
一五 学生百名（一名五坪として）収容の鉄筋コンクリート建五百坪の寮建設を
御援助下されたし。

別表 1

沖繩学生数調べ（昭和三十五年四月現在）
 琉球育英会資料による

学校所在地	人員
東京都	一七五七人
千葉県	八一人
埼玉県	二人
茨城県	一七人
神奈川県	一三二人
栃木県	七人
群馬県	八人
合計	二〇〇四人

註

以上は国費生、自費生、私費生の新大、短大生。

国費生、自費生：文部省の留学生試験による学生。

私費生：右記試験によらず直接本土大学の入試に

応じて入学した学生で主として私立の大学生

別表 2

国立大学に於ける学生一名の学費見積額（年額）
 琉球育英会調査（昭和三十五年五月現在）

費目	年額	説明
◎授業料	二四弗一仙	国立大学に於いての平均額
教科書費	二二弗	国費学生への支給額
◎実験実習費	六弗	理、医、薬、農水、獣医等の平均額
◎学校後援会費	三弗三四仙	
◎学校補導費	七弗三仙	
被服費	一六弗六七仙	年間における制服一着代
暖房費	三弗二七仙	冬期のみ
学生旅費	二〇弗	年一回の帰省旅費
医療費	三弗五〇仙	常備薬、病院診療代の平均額
生活費	二四〇弗	月額二〇弗の十二ヶ月分
雑費	三六弗	月額三弗の十二ヶ月分
◎入学費	六弗	
合計	三八八弗二仙	

◎印は学校への納入金 四六弗八八仙
 学校補導費は私費入学の場合には不要。
 入学金は国費入学の場合には不要。

私立大学に於ける学生一名の学費内訳（年額）
 琉球育英会調査（昭和三十五年五月現在）

費目	年額	説明
◎ 入学金	三四弗	早大の入学金に準じた
◎ 授業料	四五弗	早大文理科の平均による
◎ 施設費	四九弗	早大文科、理工系の平均額
◎ 実験実習費	一三弗	"
◎ 教科書費	二二弗	早大不明の為、国立大学の平均額に準ず
◎ 学校後援会費	四弗	"
被服費	一六弗七七仙	年間における制服一着代
暖房費	三弗一七仙	冬期のみ
学生旅費	二〇弗	年に一回の帰省旅費
医療費	三弗五〇仙	常備薬、病院診療代の平均額
生活費	二四〇弗	月二〇弗の十二ヶ月分
雑費	三六弗	月三弗の十二ヶ月分
合計	四八六弗八四仙	

右記の調査は主に早稲田大学の学生による学費支出を調べたものである。

◎印は学校への納入金 一四五弗也

昭和三十五年八月

日本々土に本籍を有するもの
琉球列島への渡航手続について

琉球政府行政主席
大田政作

琉球政府行政主席

大 田 政 作

総理府総務長官 藤 枝 泉 介 殿

日本々土に本籍を有するものの琉球列島への渡航手続について

一、 渡航手続に要する日数の短縮

日本々土から琉球列島への渡航手続は、日本政府発行の身分証明書の取付や、高等弁務官からの入域許可の取付等、諸外国で実施されている入国査証制度とは異なつた制度をとつているため、都道府県を通じての身分証明書の発給手続、並びに琉球列島への入域許可の手続が遠隔の府県からの送金や、一部を除いては直接高等弁務官の入域許可の取付等で相等の日数を要している現状で、琉球への渡航者に不便を感じせしめているので手続に要する日数の短縮が要望されている。

二、 外貨割当の増額

本年二月以降、日本政府の為替貿易の自由化にともない、琉球への渡航者に対しても、外貨購入の制度が緩和され、一般渡航者に対しても旅券の呈示のみで、二百弗の外貨が購入できるよつていゝるが、琉球列島における一般渡航者に対する滞在日数は六〇日まで延長することができるので、滞在費においても当政府で算定している一日六弗の基準からして、現在の倍額即ち四百弗程度まで増額する必要があると思料される。

三、 身分証明書の有効期間の延長

日本政府が琉球列島へ渡航する者に発行する身分証明書には、公用身分証明書、数次往復用身分証明書、一般身分証明書の区別があるが、その中普通一般に使用されている一般身分証明書の有効期間が、日本内地と琉球列島の一往復限りになつていゝるため、渡航の度に新に身分証明書の発給申請を行はねばならないことになつていゝるが、日本々土に本籍を有する者の中には、琉球住民との縁故者や、琉球列島の出身者も多数居住している関係から、これらの者の予期しない緊急の渡航もあつて、他の諸外国への渡航とは趣を異にしているが、身分証明書の有効期間が一回限りになつていゝるため、特に中央に遠い府県に居住している者等の不便は大きいと言はれており、一般身分証明書の有効期間の延長が望まれている。

昭和三十五年八月

戦斗協力者の該当保留と疎開途上の海没者援護について

琉球政府行政主席
大田政

作

琉球政府行政主席
大田政作

厚生大臣 中山マサ殿

戦斗協力者の該当保留と疎開途上の海没者援護について

一、戦斗協力者（準軍属）の該当保留解除について

沖繩戦における戦斗参加者の申立件数は四九六二四件（昭和三十五年四月末現在）で、この内三七〇六五件が該当者として認定され、残り一二〇〇〇余件が年令十四才未満の若年者及び七十五才以上の高令者として該当認定を保留されている。

保留の内訳は、

若年者 一一、〇五八名
高令者 三八三名 である。

沖繩戦は島全体が戦場であり、住民の殆んどが軍の要請により直接軍に協力又は、僅かばかりの凹地や壕に身をひそめていた者が、軍の命令によつて其処を立ちのかされ、遂にその生命を失つた例は枚挙にいとまがない。このように自己の安全をはかることを放棄して、軍命に従つた犠牲者に対しては、年令の如何を問わず、国家補償に基くこの援護法によつて援護すべきであると考へる。即ち、

1. 沖繩の戦斗は、大東亜戦の最終的本土防衛の前線であり、米軍上陸以来八十余日に亘る両軍入り乱れての死斗が続けられ、住民も、その渦中にまきこまれざるを得なかつた。即ち島全体が最前線であつたのである。従つてこの事実を全国と一律に比較することは妥当でなく、単独に沖繩の場合を検討して処理すべきだと思考される。
2. その一例として援護法による沖繩の戦地指定は四月一日となつているが、慶良間諸島は事実三月二十六日に玉砕している。

3. また、沖縄は昭和十九年十月十日の大空襲により那覇市並びにその近郊は全滅し、各地も甚大な災害を受けた。

4. これが沖縄戦における住民の戦斗協力の現実であり、このことは現行援護法における現実にそぐわない感をいだくものである。

5. その後、食糧、弾薬、人員の補給は島内充足をしなければならぬ窮状に置かれ、全員玉砕の決意で戦斗に突入した。

6. 四月一日米軍が沖縄本島に上陸してから、六月までの戦斗は筆舌に尽し得ない苦斗の八十余日で、軍民の差別もなく、勝つ目的のために軍に協力し、食糧、弾薬等の運搬に当った。

7. また一方では、自己の待避中の安全な壕（自然壕）を軍の要請に応じてこれを提供し、自からを犠牲に又は玉砕まぎわに軍の強要命令によつて集団自決している者もある。

8. 故に、島ぐるみ祖国防衛に起つた沖縄の戦斗協力による犠牲者を、唯単に年令的に差別して処遇することは、人道的にも妥当性を欠くものではないかと思料されるのであり、速かに保留を解除して均しく国家の恩典に浴せしめるよう特に御配慮願いたい。

二

疎開途上の海没者の援護について

1. 沖縄戦の急迫に伴い、学童及び婦女子の日本本土並に台湾に疎開することについては、昭和十九年七月七日緊急閣議で議決された。

2. これ等疎開者の学童及び婦女子、並びに南太平洋地域（南洋地区）でも同様本土への引揚を強要され、途中米軍の攻撃をうけ海没した者等凡そ二五〇〇名の犠牲者に対し、いまだに国家的援護措置がとられていない。

3. このことは本土におけるそれと同一のケースに対する影響も無視することはできないと思惟するものであるが、本土の疎開は主として、その者の生命、財産の安全確保にあつたものと思考されることに反し、沖縄における疎開は、米軍の上陸に備え

て軍の活動、作戦を容易にし、併而持久戦となつた暁における食糧の確保にあつたことと考えられ、これら一連の行動乃至行為は強い軍の意志であつたことと信ずるので、本土の疎開と一律に処することは妥当ではないと思考される。

むすび

終戦以来既に十五有年、今尙救援措置を欠く現状であり、本土においては、戦時災害保護法が適用されていることに鑑み、是等関係者の早急なる援護措置を講ぜられるより強く要請する。

昭和三十五年八月

恩給等の担保融資について

琉球政府行政主席

大田政

作

(7/11)

琉球政府行政主席

大 田 政 作

大蔵大臣 水 田 三喜男 殿

恩給等の担保融資について

本土においては、恩給法で規定する恩給で年金として支給されるもの、援護法で規定する障害年金及び遺族年金、引揚者給付金等支給法に規定する給付金等を担保とする金融が実施されており、国民金融公庫において取扱われておりますが、沖縄においても同様に実施していただき、国民金融公庫と同一性格の金融機関である大衆金融公庫に取扱わせていただくようお願いいたします。

尚、現在の大衆金融公庫においては、特にこの担保金融を実施するための資金の余融がないので、資金についても本土政府において御配慮下されたく、資金量については約三億円を必要とするものと思料されます。

このことについて、現在までの折渉においては、国民金融公庫としては法律解釈について積極的に解しているが大蔵省としては消極的に解しているように理解しております。即ち、大蔵省としては沖縄は米国の施政権下にあるので国民金融公庫法中他の金融機関を代理所に指定できる旨の規定は、沖縄の金融機関に適用されないものと解されております。

しかしながら恩給年金等は沖縄において現に支給されておりますので、沖縄住民の経済事情を御賢察いただき、本土と同様に担保融資を実現していただくようお願いいたします。

昭和三十五年八月

東京における沖縄学生寮建設についての陳情

琉球政府行政主席

大田政作

文部大臣 荒木 万寿夫 殿

東京における沖繩学生寮建設についての陳情

東京及び東京近郊に勉学する沖繩学生は二〇〇四名を達して居る（別紙1 参照）

- 一、之を收容するための沖繩育英会の施設は、沖映寮に四一名、南灯寮に六九名、計一一〇名の收容力しかない。
- 二、しかるに沖繩からの本土留學生の大多数は学資支出に困難な家庭が多く、又留學生の三割が父又は両親の無い者である。
- 三、資源の少い沖繩では人間を資源としてその媒介による資源の開発及び日本本土や海外各地への発展以外に生きる道はない。故に親はカユをすゝつても子供に学問技術を身につけさせようとするのが、沖繩の好學心の源泉である。
- 四、沖繩建設の人材育成と経済的支援のため文部省の国費制度があるが、之は

- 一、二三名であつて、二〇〇四名のうちわずか一〇名強にすぎない。
- 二、人材育成及び経済的支援の何れの立場からも、寮建設は極めて必要である。
- 三、東京に於ける国立大学及び私立大学の平均所要学資は各々月額三二、三五ドル及び四〇、五二ドルであり（別紙2、3参照）うち生活費は月額二〇ドルである。
- 四、沖映寮に於いては生活費は月額三八〇〇円（一〇、五六ドル）である。
- 五、南灯寮に於いては三〇〇〇円（八、三三ドル）
- 六、以上の見地から寮建設により学資の軽減を計る事が出来るといふ事は明らかである。
- 七、しかし、前記沖映寮、南灯寮は共に施設貧弱であり、育英の施設としては不十分である。
- 八、学生の負担を高めず而も育英の為の適切な環境を作る為に新たなる寮の建設が必要である。
- 九、宮崎県の昭和三十一年度の教育予算中育英事業費は一万弗であつた。
- 一〇、然るに琉球育英会に対する来年度政府補助は年額七万五千ドルであり、こ

の額は貧弱な琉球政府の財政にとつては相当な額で負担の限界に達している
一四 故に寮建設についての御援助を衷心御願ひする。土地はすでに習志野谷津
に一〇〇〇坪の敷地を購入済みである。

一五 学生百名（一名五坪として）収容の鉄筋コンクリート建五百坪の寮建設を
御援助下されたい。

別表 1

沖縄学生数調べ (昭和三十五年四月現在)
 琉球育英会資料による

学校所在地	人員
東京都	一七五七人
千葉県	八一人
埼玉県	二人
茨城県	一七人
神奈川県	一三二人
栃木県	七人
群馬県	八人
合計	二〇〇四人

註 以上は国費生、自費生、私費生の新大、短大生。

国費生、自費生：文部省の留学生試験による学生。

私費生：右記試験によらず直接本土大学の入試に
 応じて入学した学生で主として私立の大
 学生

別表 2

国立大学に於ける学生一名の学費見積額（年額）
 琉球育英会調査（昭和三十五年五月現在）

費目	年額	説明
◎授業料	二四弗一仙	国立大学に於いての平均額
教科書費	二三弗	国費学生への支給額
◎実験実習費	六弗	理、医、薬、農水、獣医等の平均額
◎学校後援会費	三弗三四仙	
◎学校補導費	七弗三仙	
被服費	一六弗七仙	年間における制服一着代
暖房費	三弗一七仙	冬期のみ
学生旅費	二〇弗	年一回の帰省旅費
医療費	三弗五〇仙	常備薬、病院診療代の平均額
生活費	二四〇弗	月額二〇弗の十二ヶ月分
雑費	三六弗	月額三弗の十二ヶ月分
◎入学費	六弗	
合計	三八八弗二仙	

◎印は学校への納入金 四六弗八八仙
 学校補導費は私費入学の場合は不要。
 入学金は国費入学の場合は不要。

別表 3

私立大学に於ける学生一名の学費内訳（年額）
 琉球育英会調査（昭和三十五年五月現在）

費目	年額	説明
◎ 入学金	三四弗	早大の入学金に準じた
◎ 授業料	四五弗	早大文理科の平均による
◎ 施設費	四九弗	早大文科、理工系の平均額
◎ 実験実習費	一三弗	"
◎ 教科書費	二二弗	早大不明の為、国立大学の平均額に準ず
◎ 学校後援会費	四弗	"
被服費	一六弗六七仙	年間における制服一着代
暖房費	三弗一七仙	冬期のみ
学生旅費	二〇弗	年に一回の帰省旅費
医療費	三弗五〇仙	常備薬、病院診療代の平均額
生活費	二四〇弗	月二〇弗の十二ヶ月分
雑費	三六弗	月三弗の十二ヶ月分
合計	四八六弗八四仙	

右記の調査は主に早稲田大学の学生による学費支出を調べたものである。
 ◎印は学校への納入金 一四五弗也